

大洲・喜多衛生事務組合規約

昭和37年 8月16日 愛媛県指令地第1156号

改正 昭和38年 3月28日 愛媛県指令地第344号
昭和40年 3月11日 愛媛県指令地第81号
昭和40年12月 8日 愛媛県指令地第1380号
昭和47年 9月28日 愛媛県指令地第776号
昭和50年 4月25日 愛媛県指令地第380号
昭和57年 4月 1日 愛媛県指令市第183号
平成10年 1月22日 愛媛県指令市第81号
平成16年12月10日 愛媛県指令16市(合)第289号
平成17年 1月 7日 愛媛県指令16市(合)第360号
平成17年 3月30日 愛媛県指令16市(合)第443号
平成19年 2月19日 愛媛県指令18市第1379号
平成24年 3月 8日 愛媛県指令23市第1084号
平成27年11月10日 愛媛県指令27市第823号

(組合の名称)

第1条 この組合は大洲・喜多衛生事務組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、大洲市、内子町、伊予市及び砥部町（以下「関係団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。ただし、平成16年12月31日における伊予郡砥部町の区域及び平成17年3月31日における伊予市の区域に係るものを除く。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3の規定による、し尿処理施設の設置及び管理に関する事務
- (2) 法第6条、第6条の2、第7条、第7条の2、第7条の3及び第7条の4の規定による市町村又は市町村長が処理すべき事務のうち、し尿及び浄化槽に係る汚泥に関する事務
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定する浄化槽清掃業の許可に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大洲市米津乙1番地の2に置く。

(議員の定数及び選任方法)

第5条 この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は13人とし、関係団体の定数は次のとおりとする。

関 係 団 体	定 数
大 洲 市	6 人
内 子 町	3 人
伊 予 市	2 人
砥 部 町	2 人

2 組合議員は次の者をもってこれに充てる。

- (1) 伊予市及び砥部町の長並びに関係団体の議会の議長
- (2) 大洲市の議会において議会の議員のうちから選挙せられた者 5 人
- (3) 内子町の議会において議会の議員のうちから選挙せられた者 2 人

3 前項第 2 号及び第 3 号の規定により選挙せられた組合議員が欠けた場合は、当該関係団体の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、それぞれ伊予市及び砥部町の長並びに当該関係団体の議会の議長及び議会の議員の任期による。

(議長及び副議長)

第 7 条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各 1 人を選挙するものとする。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

(組合の執行機関の組織及び選任方法)

第 8 条 この組合に組合長、副組合長及び会計管理者各 1 人を置く。

- 2 組合長は、大洲市長をもって充てる。
- 3 副組合長は、内子町長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、大洲市会計管理者をもって充てる。

(組合長及び副組合長の任期)

第 9 条 組合長及び副組合長の任期は、それぞれ大洲市及び内子町の長の任期による。

(職員)

第 10 条 この組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は組合長が任免する。

(監査委員)

第 11 条 この組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は組合長が組合の議会の同意を得て関係団体の監査委員のうちからこれを選任する。
- 3 監査委員の任期は当該関係団体の監査委員の任期による。

(職務)

第 12 条 組合長はこの組合の事務を統轄し組合を代表する。副組合長は組合長を補佐し、組合長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 2 会計管理者はこの組合の会計事務を掌る。
- 3 監査委員はこの組合の経営にかかる事業の管理及び組合の出納その他の事務の執行を監査する。
- 4 職員は組合長の命を受けて組合の事務に従事する。

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 この組合の経費は関係団体の負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の総額は毎年度の予算で定める。

3 関係団体の負担金（第6項に規定する負担金を除く。）の分賦割合は、次のとおりとする。

関係団体人口割 2分の1

関係団体収集量割 2分の1

4 前項の関係団体人口割の算定に用いる人口は、直近の国勢調査の実績によるものから、下水道法に基づく公共下水道を使用している人員（以下「水洗化人口」という。）を除いたものとする。

この場合において、水洗化人口は、負担金を分賦する予算の属する年度の前々年度末のものを用いるものとする。

5 第3項の関係団体収集量割の収集量は、負担金を分賦する予算の属する年度の前々年度のものを用いるものとする。

6 第3条第1号に規定するし尿処理施設の設置に係る関係団体の負担金については、関係団体が協議により定める負担割合により関係団体に分賦する。

7 歳計の剰余金又は組合解散の必要のある場合の財産分配等は、関係団体の協議により第3項及び第6項の負担金の割合に応じて団体に分配することができる。

8 第4項に規定する人口及び第5項に規定する収集量は、組合が事務を共同処理する区域に係る数値を用いるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和37年8月18日から施行する。

附 則（昭和38年3月28日愛媛県指令地第344号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし第12条第3項の規約は、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和40年3月11日愛媛県指令地第81号）

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約施行の際、現に清掃法第15条第1項の規定による市町村長の許可を受けている者については、改正後の規約第3条第2号の規定にかかわらず市町村長が許可した期間に限り改正後の規約第3条第2号の規定に基づいて組合長が許可したものとみなす。

附 則（昭和40年12月8日愛媛県指令地第1380号）

この規約は、昭和41年1月1日から適用する。

附 則（昭和47年9月28日愛媛県指令地第776号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和50年4月25日愛媛県指令地第380号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日愛媛県指令市第183号）

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約施行の際、現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の規定による許可を受けて、

し尿浄化槽清掃業を行っている者は、規約第3条第3号の規定により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成10年1月22日 愛媛県指令市第81号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第13条第6項の規定は、平成9年4月1日より適用する。

附 則（平成16年12月10日 愛媛県指令16市(合)第289号）

- 1 この規約は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の大洲・喜多衛生事務組合理約の規定にかかわらず、市町村の合併により設置された関係団体の負担金の分賦割合の算定に用いる人口及び収集量の数値（以下「算定数値」という。）が確定するまでの間においては、合併前の旧市町村（組合が事務を共同処理する区域に限る。）に係る算定数値の合計を当該関係団体の算定数値とみなす。

附 則（平成17年1月7日 愛媛県指令16市(合)第360号）

この規約は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成17年3月30日 愛媛県指令16市(合)第443号）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日 愛媛県指令18市第1379号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日 愛媛県指令23市第1084号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日 愛媛県指令27市第823号）

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。